

28福保健感第773号
平成28年11月24日

生活文化局私学部長 殿

福祉保健局健康安全部長
(公印省略)

インフルエンザの流行開始及びインフルエンザに係るサーベイランスの変更について

平素より学校等における感染症対策に御理解と御協力をいただき有難うございます。

インフルエンザについては、感染症発生動向調査による定点医療機関からの患者報告数を集計、分析し、都内における流行状況等について情報還元を行っているところですが、平成28年第46週(11月14日から11月20日まで)の報告において、インフルエンザの定点当たり患者報告数が流行の目安となる1.0人を超えたことから、注意喚起のため、平成28年11月24日付けで別添のとおり報道発表を行いましたのでお知らせします。

ついでには、貴職を通じ、私立学校、幼稚園及び専修各種学校等へ本件について御周知をいただき、インフルエンザの予防及びまん延防止に係る注意喚起と情報提供について御協力いただきたくお願い申し上げます。

また、インフルエンザの流行開始に伴い、平成28年8月29日付28福保健感第518号「インフルエンザに係るサーベイランスの実施(2016年-2017年シーズン)について(依頼)」に基づき実施しているクラスターサーベイランス等については、下記のとおり実施方法等を変更いたしますので、あわせて周知いただけますようお願いいたします。

記

- 1 クラスターサーベイランス(集団感染発生時のウイルス検査)の終了について
インフルエンザの流行が開始となったことから、流行の早期探知の目的で実施していたクラスターサーベイランス(集団感染が報告された施設のインフルエンザ様疾患患者から採取した検体のウイルス検査)については、本日をもって終了します。
ただし、都内の流行状況に地域差があるため、インフルエンザの集団感染の発生が少ない地域においては、保健所の判断により、流行するウイルスの確認のためウイルス検査を実施する場合があります。
- ※ 集団感染発生時や臨時休業実施時における保健所への報告については、引き続きお願いいたします(保健所への報告は、通年で実施いただくものです。)
- 2 その他
インフルエンザの集団感染発生時における対応やインフルエンザに係るサーベイランスについて不明な点等がある場合は、施設の所在地を管轄する保健所にお問合せください。



(問合せ先)

福祉保健局健康安全部

感染症対策課 矢口、二宮、鈴木

内線 34-321、322